平成２８年（フ）第３０９号
愛知県西尾市住崎１丁目96番地６
債務者　増田　　稔
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字札ノ辻23番地10（１）、前住所愛知県蒲郡市西浦町塩柄３番地
債務者　吉見　　亙
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
高知市高須３丁目17番２号
債務者　濱田　辰徳
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２５４号
高知市北秦泉寺186番地
債務者　和田　圭二
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２６１号
高知市南竹島町45番地８　メゾン・ド・シャルテ201
債務者　澤田　　優
１　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５４号
福岡県大牟田市大字歴木535番地４　高泉市営住宅21棟14号
債務者　大野　隆一
１　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第４６９７号
大阪市平野区長吉六反５丁目２番１―105号
債務者　工藤富士雄
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８３６８号
東京都世田谷区等々力６丁目８―11―201
債務者　福嶋美砂子
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３８７号
東京都港区高輪１丁目23―13　第２青葉苑301
債務者　山本眞規子
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４１０号
東京都新宿区百人町１丁目13―27―305
債務者　高丸　幸代
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４５６号
東京都千代田区飯田橋３丁目10―１―2502
債務者　和泉　徳子
１　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６５号
東京都町田市本町田3486　藤の台団地１―21―304
債務者　冨工　徳生
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４６６号
東京都杉並区荻窪３丁目12―21　遠藤ハイツ202、住民票上の住所東京都杉並区荻窪３丁目12―21　遠藤ハイツ
債務者　沖嶋るり子
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７３号
東京都葛飾区亀有２丁目23―13―201
債務者　金城　　豊
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７６号
神奈川県横浜市旭区東希望が丘146―17―204
債務者　堤　　千絵
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４７８号
東京都町田市南大谷916―４―105
債務者　秋元　　瞳
１　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
５　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部